次期瀬戸市将来計画策定方針

本策定方針は、「第6次瀬戸市総合計画」の計画期間が令和8(2026)年度をもって終了することから、令和9(2027)年度を始期とする「次期瀬戸市将来計画」の策定にあたり、基本的な考え方や必要な事項を定めるものである。

また、令和6年度にとりまとめた「次期瀬戸市将来計画策定方針(案)」を基に、令和7年度に実施した庁内検討会議等での議論を踏まえて加筆修正したものである。

1 計画の位置づけ

平成 26 年9月に制定された「瀬戸市基本構想条例」では、「本市の長期的な方針となる基本的な構想(=基本構想)」を市政における最上位の方針として策定することとしている。

次期瀬戸市将来計画は、本市の目指すまちづくりの長期的な方針を示す基本構想を中心に構成される計画であり、本市の最上位計画として位置づけることとする。

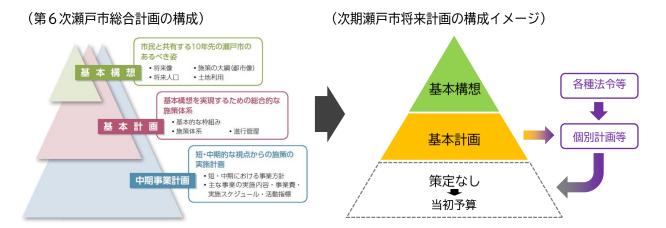
また、「まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)」に基づき、地方創生に資する取組を効果的かつ具体的に推進するため、「次期瀬戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定(内包)することとする。

2 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

次期瀬戸市将来計画は、「基本構想」と「基本計画」の2層構成とし、市民にも職員にも分かりやすいシンプルでポイントを押さえた内容とする。具体的な施策の展開については、各種法令等に基づく個別計画等において示すなど、総合計画と個別計画等の役割を整理し、整合を図ることとする。

第6次瀬戸市総合計画で策定してきた「中期事業計画」は策定せず、具体的な実施事業は、「基本計画」及び個別計画等に基づきながら、「決算に係る主要な施策の成果に関する報告書」の作成を通じた事業評価を反映し、毎年度編成する当初予算において示していくこととする。



(2) 計画の期間

基本構想は、人口構造の変化による様々な社会課題の顕在化が懸念される 2040 年を見据えて将来像及び施策の大綱を定めることとする。

基本計画は、将来像の実現に向けて、社会情勢の変化等に応じた見直しができるよう、概ね4年間とする。

3 目指す計画の姿

(1) 市民が親しみやすい計画

瀬戸市のあるべき姿(将来像)を市民と共有するため、市民にとって親しみやすく、分かりやすい計画とする。

(2) 職員が将来像への道筋を描ける計画

市民と共有する将来像の実現に向けて、職員がそれぞれの立場で取り組むべきことをイメージできる計画とする。

(3) 変化に対応できる計画

社会・経済情勢が急速に変化する中で、時代の潮流、本市を取り巻く環境、多様化する市民ニーズ等を的確に捉え、政策へ柔軟に反映できる計画とする。

(4) 戦略的かつ効果的に政策を進められる計画

戦略的かつ効果的に政策を進められるよう、重点事項や優先順位が明確で、庁内・官民連携による推進などの視点を持った計画とする。

4 計画策定にあたっての視点・姿勢

(1) 市民の声を計画づくりに活かす

様々な手段により、市民の意見を幅広く把握し、計画づくりに活かす。

(2) 計画の策定過程を市民と共有する

計画策定の状況や過程を様々な手法で広く発信・PRすることで、市民と行政が一緒になって進める計画づくりに取り組む。

(3) 夢を描き、愉しみながら計画をつくる

将来の瀬戸市のありたい姿、あるべき姿を思い描き、愉しみながら計画づくりに取り組む。

(4) 将来を見据えて戦略的に考える

瀬戸市のあるべき姿(将来像)からバックキャスティングで考えるとともに、具体的なデータに 基づいて必要な政策、施策が明確に整理された計画づくりに取り組む。

(5) 計画の推進を担う中堅・若手の職員が中心となって検討する

中堅・若手の職員が中心となって、従来の枠組みに捉われない柔軟なアイデアや発想を活かした計画づくりに取り組む。

(6) 人口が減少する中でも、充実したまちづくりを目指す

人口減少が続く事態を正面から受け止め、官民連携やAI・デジタルなどの新技術の徹底活用を推進するとともに、人を大事にする地域、若者や女性に選ばれる地域を創る。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、様々な手段により市民の意見を広く聴きながら、市民参画による計画づくりを進める。また、基本構想について瀬戸市基本構想審議会に諮るとともに、庁内組織により全庁的な検討を進める。

(1) 市民意見の把握・市民参画

次世代を担う子どもや高齢者、産業や福祉、教育に関わる事業者・団体など、幅広い年代や分野の市民から、本市の魅力や課題、必要な取組に関して意見を聴きながら、計画の策定を進める。

- ■市民アンケート (無作為抽出した 18 歳以上の市民 2,000 名を対象に、令和 7 年 6 月 13 日(金)から 30 日(月)で実施)
- ■対面ワークショップ(令和7年8月2日(土)に実施、市民10名が参加)
- ■オンラインディスカッション(令和7年8月29日(金)10:00~9月30日(火)23:59で実施中)
- ■市長と地域との懇談会(令和7年8月8日(金)から実施中)
- ■主要な会議体・組織体からの意見把握
 ■窓口対応で把握している市民ニーズ等の収集・把握
- ■キーパーソン・団体ヒアリング
- ■パブリックコメント

など

(2) 附属機関での調査・審議

学識経験者、市民の代表者などにより構成する「瀬戸市基本構想審議会」を設置し、基本構想の策 定について必要となる調査及び審議を行う。

(3) 庁内組織での検討

「次期瀬戸市将来計画」に基づくまちづくりの推進を担う中堅・若手の職員をはじめ、全庁的な検討体制を整え、より多くの職員の参画により策定を進める。

■検討会議 : 計画の推進の軸となる係長級職員などにより構成し、全庁的に連携して取り組む

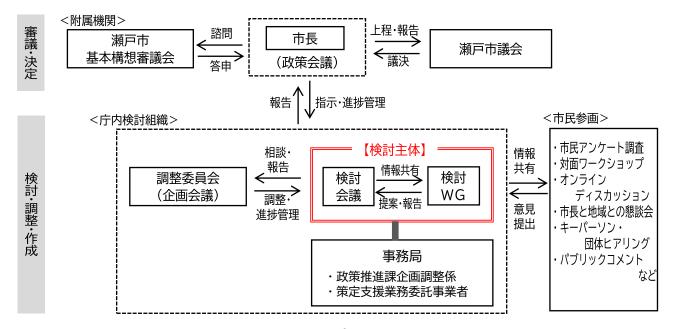
施策をはじめ、基本構想や基本計画の素案等の検討を行う。

■検討ワーキンググループ:計画に基づくまちづくりの推進を担う中堅・若手職員により構成し、従来の枠組

みに捉われない柔軟なアイデアや発想を計画づくりに活かす。

■調整委員会 :各分野における課長補佐級職員により構成し、基本構想や基本計画と所管する各

個別計画との整合・調整を図る。



6 計画の策定スケジュール

「次期瀬戸市将来計画」の策定スケジュールは概ね以下のとおりとする。

■令和6年度

12月~ 基礎調査の実施(地域特性の分析、将来人口フレームの検討等)

■令和7年度

- 5月~ 庁内検討会議・ワーキンググループ始動
- 6月~ 市民アンケート調査の実施、各種市民意見の把握
- 9月 基本構想審議会への諮問
- 10月~ 基本構想 (素案)の検討
 - 1月~ 基本構想(案)の作成、基本計画(素案)・地方版総合戦略(素案)の検討

■令和8年度

- 6月~ 基本計画(案)・地方版総合戦略(案)の作成
- 10月~ 次期瀬戸市将来計画(案)のパブリックコメントの実施
- 11月 基本構想審議会からの答申
- 12月 次期瀬戸市将来計画の議会提出・基本構想の議決
 - 3月 公表

段階	実施内容		令和6	5年度			令和7年度											令和8年度											
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査分析	基礎調査の実施																												
	現行計画の総括																												
	市民意識調査の実施																												
	対面WS・オンラインディス カッションの実施																												
	効果的な市民意見の把握																												
計画立案	基本構想の策定																												
	基本計画の策定																												
	地方版総合戦略の策定																												
	計画書のとりまとめ																												
調整審議	検討会議・検討WGの開催																												
	調整委員会(企画会議) の開催																												
	政策会議への報告																												
	基本構想審議会の開催																												
	市議会への報告																												
	策定過程の広報・PR																												
	パブリックコメントの実施																												
	策定発表会の開催																												